

日時：令和5年12月11日（月）  
会場：由利工業高等学校



## 主権者となる みなさんへ

### 選挙啓発出前講座

由利本荘市選挙管理委員会  
由利本荘市明るい選挙推進協議会

令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール  
公益財団法人明るい選挙推進協議会会長・  
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 受賞作品  
角館高等学校 加藤 里菜 さんの作品

## 本日の内容

### Ⅰ 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県Aペンチ

## 本日の内容

## 選挙ってなに？

### 選挙(せんきょ)

私たちの代表者を  
私たちが直接選ぶ

### Ⅰ 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県Aペンチ



## 選挙の種類

## 主権者とは？

6種類の選挙があります。

種類		定数 (人)	任期	備考
国	衆議院議員	小選挙区	4年 (解散あり)	県内の定数 3人
		比例代表		東北の定数 13人
	参議院議員	選挙区	6年 (3年毎に半数を改選)	県内の定数 2人
		比例代表		
秋田県	知事	1	4年	
	県議会議員	41	4年	
市町村	市町村長	1	4年	
	市町村議会議員	22	4年	定数是由利本荘市の数

### 主権者(しゅけんしゃ)

自分たちの国や地域のあり方を、  
自ら考え、自ら判断し、  
自分たちで決めていく権利を持つ者

= **選挙権を有する者**

## 選挙権と被選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	① 満18歳以上	○ 満25歳以上
参議院議員		○ 満30歳以上
秋田県知事	② 住所要件	① 満25歳以上 ② 住所要件
秋田県議会議員		○ 満25歳以上
市町村長		○ 満25歳以上
市町村議会議員		① 満25歳以上 ② 住所要件

## 住所要件

- 選挙で投票するためには、選挙権があるだけでなく、市区町村が管理する「**選挙人名簿**」に登録されている必要があります。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されるには、転入してから3か月以上居住していることが必要  
⇒ 3か月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録  
⇒ この場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、新住所地で投票できる「**不在者投票制度**」がある。

進学や就職で引っ越した際には、  
住民票の異動もお忘れなく♪

## 本日の内容

### 1 選挙講座 (35分)

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう**
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人たけ

## 選挙のお知らせ ① 広報紙

**マスク着用の考え方が見直されました**

投票日は **4月9日** (日)

**秋田県議会議員一般選挙**  
「あなたが動けば あきたが動く」

3月31日 告示

選挙管理委員会の事務局 電話 24-6390  
〒13 尾崎町中野町1-7-12

選挙日投票所

選挙区	投票所	開票時間
第1選挙区	尾崎町中野町1-7-12	午前7時00分～午後7時00分まで
第2選挙区	山形町	午前7時00分～午後7時00分まで
第3選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第4選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第5選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第6選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第7選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第8選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第9選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第10選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第11選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第12選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第13選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第14選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第15選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第16選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第17選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第18選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第19選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第20選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第21選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第22選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第23選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第24選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第25選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第26選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第27選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第28選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第29選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第30選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第31選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第32選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第33選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第34選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第35選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第36選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第37選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第38選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第39選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第40選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第41選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第42選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第43選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第44選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第45選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第46選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第47選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第48選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第49選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで
第50選挙区	大館市	午前7時00分～午後7時00分まで

## 選挙のお知らせ ② 投票所入場券

選挙が近づくと投票所入場券が届きます。

選挙のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票所 由利本荘市尾崎17番地

本荘 太郎 様

〒015-8501

① 自分の住所と名前

※これは由利本荘市のものです。

## 投票所入場券(オモテ)

オモテにはこんなことが書かれています

選挙のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票時間 午前7時00分から午後7時00分まで

本荘 太郎 様

② 選挙の種類

③ 投票日 (選挙の日)

④ 投票できる時間

⑤ 投票できる場所

由利本荘市役所本庁舎

# 投票できるのはいつ？

原則は **投票日当日** です。

時間は **午前7時から**  
**午後8時まで** です。

※ **ただし**  
**投票所によっては遅くはじまったり、**  
**早く終わったりする場合がありますので**  
**投票所入場券を確認しましょう。**

# 当日投票所

由利本荘市の例

<b>本荘地域</b> 第1投票区 由利本荘市コミュニティ体育館 第2投票区 赤沼公民館 第3投票区 水の道公民館 第4投票区 夢沼公民館 第5投票区 千刈公民館 第6投票区 由利本荘市役所本庁舎 第7投票区 ポートラザ・アクアバル 第8投票区 石塩体育館 第9投票区 亀巻中央公民館 第10投票区 浜松町公民館 第11投票区 菅沼公民館 子母第1投票区 湯野堂町内公民館 子母第2投票区 玉の池町内公民館 子母第3投票区 子母地区コミュニティ防災センター 小支投票区 小支公民館 石沢投票区 ワッティホール「こだま」 南内越第1投票区 由利本荘市南内越公民館 南内越第2投票区 畑谷町内公民館 南内越第3投票区 大瀧町内公民館 北内越第1投票区 北内越公民館 松ヶ崎第1投票区 松ヶ崎体育館 松ヶ崎第2投票区 松ヶ崎特集センター	<b>岩城地域</b> 第1投票区 岩城就業改善センター 第2投票区 いわもと会館 第3投票区 岩城会館 第4投票区 岩城会館 第5投票区 岩城会館 第6投票区 道川公民館	<b>西目地域</b> 第1投票区 出戸交流センター 第2投票区 湯原公民館 第3投票区 由利本荘市役所西目総合支所 第4投票区 海士利公民館 第5投票区 コロニー事務所棟
<b>矢島地域</b> 第1投票区 由利本荘市役所矢島総合支所 第2投票区 矢島福祉会館 第3投票区 山寺会館 第4投票区 日輪館 第5投票区 川辺生活改善センター 第6投票区 立石自治公民館 第7投票区 元町会館	<b>山本地域</b> 第1投票区 山本コミュニティセンター 第2投票区 新道集落会館 第3投票区 由利コミュニティセンター「暮情館」 第4投票区 五十士会館 第5投票区 くれあみ館「結川」 第6投票区 樋口集落会館	<b>島宮地域</b> 第1投票区 紫水館 第2投票区 平根町内会館 第3投票区 小川農村福祉改善センター 第4投票区 轟郷公民館 第5投票区 鎌倉部落会館 第6投票区 菅子公民館
<b>大内地域</b> 第1投票区 中郷研修センター 第2投票区 大内農村福祉改善センター 第3投票区 陸沢交流センター 第4投票区 高城地区コミュニティセンター 第5投票区 松本体育館 第6投票区 じまらんど大内 第7投票区 山村活性化支援センター 第8投票区 上川内出張所 第9投票区 輪刈交流センター 第10投票区 立寄研修センター	<b>兼由利地域</b> 第1投票区 八畑館 第2投票区 住吉館 第3投票区 玉米会館 第4投票区 志方館 第5投票区 光香管理センター 第6投票区 大蔵館 第7投票区 高瀬館	<b>市内 69投票所</b>

# 投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

※右の宣誓書をお読みください記入いただきまますと受付が早くまります。	<b>期日前(不在者)投票宣誓書 請求書</b> 私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をしく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。
～期日前投票ができる日時、場所～ ●本荘由利広域行政センター1階(市役所隣) 4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時 ●イオンスーパーセンター本荘店 4月1日(土)～4月8日(土) 午前9時～午後7時 ●ナイス本荘インター店 4月1日(土)～4月8日(土) 午前9時30分～午後7時 ●各総合支所(矢島・岩城・吉野・大内) (栗由利・西目・島宮) 4月3日(月)～4月8日(土) 午前8時30分～午後6時 ●各出張所(亀田・下川内) (上川内・菅子・豊秋) 4月3日(月)～4月8日(土) 午前8時30分～午後5時	令和5年 月 日 (1次持内をご記入ください) 氏名 生年 本 年 月 日 住所 理由 <input type="checkbox"/> 仕事・学業・冠婚葬祭・その他の用務 <input type="checkbox"/> 投票区域外へ外出・旅行・滞在 <input type="checkbox"/> 病氣・食糧・出産等のため歩行困難 <input type="checkbox"/> 交通至難の島等に居住・滞在 <input type="checkbox"/> 住所移動のため、本市以外に居住 <input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難
(お問い合わせ先) 〒015-8501 由利本荘市尾崎17 由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389	

# 期日前投票 (きじつぜんとうひょう)

- 投票日に予定があつて投票に行けない場合
- 投票日より前であっても、決められた場所で投票することができます。

## <日時>

選挙が始まった次の日から

投票日の前日まで

午前8時30分から午後8時まで

※投票所によって違うことがあります。

# 選挙のスケジュール～令和5年度秋田県議選の場合～

3/13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	4/1	2
3	4	5	6	7	8	9
					告示	
					期日前投票開始	
					期日前投票終了	投票日

# 期日前投票所

<参考> 令和5年4月9日 秋田県議会議員一般選挙 (由利本荘市の開設場所)  
 本荘由利広域行政センター(市役所隣)、  
 イオンスーパーセンター本荘店、  
 ナイス本荘インター店、  
 各総合支所(7カ所)、各出張所(5カ所) 計15カ所



暮らしに身近で便利♪

# 投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

① 期日前投票ができる期間や時間、場所

期日前投票をする場合は、宣誓書に名前や生年月日、住所などを書きます

※右の宣誓書をあらかじめ記入いただき、投票時に提出してください。

**期日前(不在者)投票宣誓書 請求書**

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をたく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和5年 月 日 (↓太枠内をご記入ください)

氏名 生年 月 日 大 昭 平

住所

理由

○仕事・学業・冠婚葬祭・その他の用務  
○投票区域外に外出・旅行・滞在  
○病気・負傷・出産等のため歩行困難  
○交通至難の圏等に居住・滞在  
○住所移動のため、本市以外に居住  
○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

※右の宣誓書をあらかじめ記入いただき、投票時に提出してください。

期日前投票ができる日時、場所～

- 本荘由利広域行政センター1階(市役所内)
  - 4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
  - 4月1日(土)～4月8日(土) 午前9時～午後7時
- ナイス本荘インター店
  - 4月1日(土)～4月8日(土) 午前9時30分～午後7時
- 各総合支所(大館、若狭、由利、大内)
  - 4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後6時
- 各出張所(亀田、下川内、上川内、碓子、直根)
  - 4月3日(月)～4月8日(土) 午前8時30分～午後5時

(お問い合わせ先) 〒015-8501 由利本荘市庁舎17号 由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389

# 投票のながれ



# 投票用紙の書き方 ~その①~

候補者  
男鹿 八郎(おがはちろう)  
小坂 美郷(こさかみさと)

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

男鹿 八郎

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

小坂 美郷

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

おがはちろう

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

# 投票用紙の書き方 ~その②~

候補者  
男鹿 八郎(おがはちろう)  
小坂 美郷(こさかみさと)

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

本荘 由利

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

こさかみさと

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

おがはちろう

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

秋田県選挙管理委員会  
選挙啓発出前講座用投票用紙

候補者氏名

小坂みさと

二候補者でない者の氏名は、欄内に「一人書くこと。〇、注、意、書かないこと。」

# 本日の内容

## Ⅰ 選挙講座 (35分)

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



# 情報を集めるには?

## ① 選挙公報

秋田県議会議員一般選挙 令和5年4月9日執行  
由利本荘市選挙区

秋田県選挙管理委員会

秋田県議会議員一般選挙 令和5年4月9日執行  
由利本荘市選挙区

秋田県選挙管理委員会

あなたが動けば  
あきたが動く

4月9日  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前・不在者投票は8日まで

投票所では感染症対策を講じています

入場券の取扱い 投票用紙の取扱い 投票箱の取扱い

## 情報を集めるには？

### 【選挙公報の「見方」】

- ◎決められたスペースの中で、候補者が最も訴えたいことがわかりやすく記載されている！
- ◎最も訴えたいことは、大きく記載されている！
- ◎複数の候補者の主張を見比べることができる！
- ⇒自分の考えにぴったり合致する候補者はいないかもしれません・・・

**「これだけは◎or×！」の視点**

## 情報を集めるには？

### ② 政見放送

(衆議院・参議院・県知事選挙)

### ③ インターネット

(候補者・政党のホームページやSNS)



## 情報を集めるには？

- ④ 選挙ポスター (ポスター掲示板)
- ⑤ 街頭演説 (選挙カー)
- ⑥ 個人演説会



- ⑦ 選挙運動用ビラ・葉書

- ⑧ 新聞・テレビ



## 選挙運動

- 特定の選挙 について、
- 特定の候補者 の
- 当選を目的 として、
- 投票を得 又は 得させるために、
- 直接 又は 間接 に行われる行為

## 選挙運動

- 選挙権を持つ人は、選挙運動をすることができます。
- ▶候補者 だけでなく、有権者 もできます。

<選挙運動ができない人>

- 満年齢18歳未満の者
- 選挙事務関係者
- 特定公務員
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

## 選挙運動の方法

### 文書図画 (ぶんしょが)

はがき、ビラ (チラシ)、新聞広告、ポスター、立札、看板、たすき、選挙公報、インターネット など

※文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。

### 言論・その他

演説会、街頭演説、連呼行為、政見放送、経歴放送  
電話での投票依頼、個々面接

## インターネット選挙運動

●満18歳以上であれば可能です。

- ①ウェブサイト（ホームページ）
- ②ブログ・掲示板
- ③SNS（Twitter、facebook、LINE等）
- ④動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）
- ⑤動画中継サイト（④の生放送等）

31

## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません（公職選挙法第129条、第239条）。



## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません（公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）。



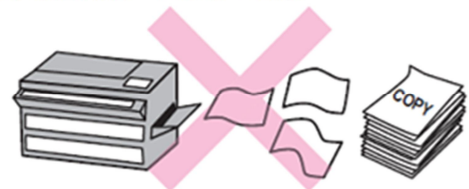
## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません（公職選挙法第142条、第243条）。



## インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

### 18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません（公職選挙法第137条の2、第239条）。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



## 年齢満18歳未満の選挙運動禁止

満18歳未満の者はすべての選挙運動が禁止されています。パソコンやスマートフォンなどを使う際にも注意が必要です。

- 選挙運動メッセージを掲示板やブログなどへの書き込むこと。
- 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿すること。
- SNSで選挙運動用の投稿をシェアしたり、リツイートしたりすること。

36

## 年齢満 18 歳未満の選挙運動禁止

△△ 花子

このたびの選挙では是非〇〇太郎さんを当選させましょう。

えっダメなの！

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込み

37

## 18 歳未満の選挙運動禁止

このたびの選挙では〇〇党に投票してください。

upload 投稿出来ないんだ

他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿

38

## 年齢満 18 歳未満の選挙運動禁止

△△ 花美さんがリツイート

〇〇 太郎 @〇〇

このたびの選挙に立候補した〇〇太郎です。清き一票をお願いします。

リツイートダメですよ

他人の選挙運動メッセージを SNSなどで広める (リツイート、シェアなど)

39

## 年齢満 18 歳未満の選挙運動禁止

受信 送信 転送

"宛先"

Fw

〇〇 太郎

このたびの選挙に立候補した〇〇太郎です。清き一票をお願いします。

転送はいけないよ

送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送 (電子メールでの選挙運動の禁止) ※一般有権者も禁止されています。

40

## 選挙違反

選挙違反は「犯罪」として、処罰の対象となっており、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

- ◇金銭などで票を獲得する  
→買収罪
  - ◇候補者への脅迫や選挙ポスターの毀損など  
→選挙妨害罪
  - ◇有権者でないのに投票を行うなど  
→投票に関する罪
- 41

## 選挙違反

罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられ、一定の期間、選挙権や被選挙権などの公民権が停止されます。

- 新たに選挙権を得た18歳、19歳の未成年者が選挙犯罪を行った場合  
→少年法の規定が適用され、家庭裁判所に送致されることとなります。
  - ただし、その犯罪が「選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす」ような場合  
→成人と同じ刑罰に処せられることとなります。
- 42

## 最後に

**+** 秋田県の投票率は全国的に見れば上位！  
(ですが、最近は低下傾向・・・)

**-** 若い世代の投票率が低い

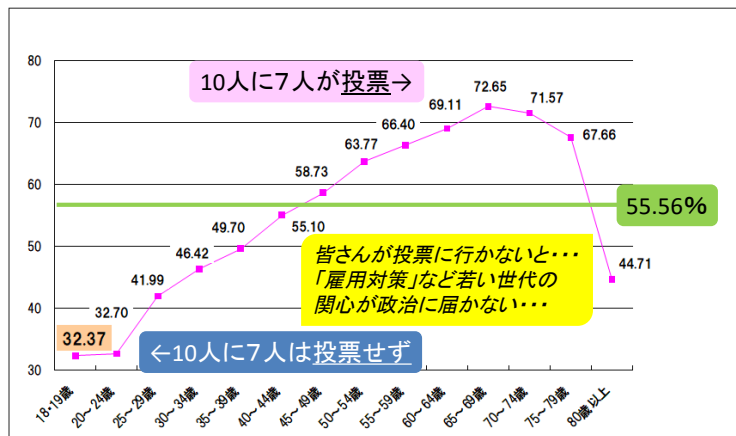
若い世代の意見が  
政治に反映されなくなる可能性がある

対応策は…

- 期日前投票制度や情報収集の方法などを知る
- 自分たちの身近な生活と政治の関わりを意識する

**投票で自分の意思を示す**

## なぜ投票することが大事なのか？



## 今後の選挙の執行予定

予定時期	種類	任期満了日
令和7年4月上旬	秋田県知事選挙	令和7年4月19日
令和7年4月上旬	由利本荘市長選挙	令和7年4月16日
令和7年4月上旬	由利本荘市議会議員補欠選挙	
令和7年7月	参議院議員通常選挙	令和7年7月28日
令和7年10月	由利本荘市議会議員一般選挙	令和7年10月31日
未定	衆議院議員総選挙	令和7年10月30日

選挙の主役はあなたです！

選挙権を持ったら選挙へ行こう！

